

不安をあまり契約させるリフォーム工事の点検商法

- 住宅リフォーム工事等の勧誘が目的ということを知らず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子を気を配りましょう。
- 「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。
- 点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。
- 法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。
- 困ったときは、苫小牧市消費者センター（TEL 33-6510）にご相談ください。

国民生活センターをかたる電話等にご注意ください！

- 国民生活センターの職員を装い、高齢者らに電話をかけ、お金をだまし取っていたとみられる男が警察に逮捕されたとの報道がありました。引き続き国民生活センターをかたる電話等に十分ご注意ください。
- 国民生活センターが当センターに相談したことのない人に電話をかけ、「個人情報登録を取り消してあげる」、「被害を調査している」、「投資被害を回復してあげる」、「被害回復のために電話するように」などと話したり、その電話をきっかけに複数の事業者を演じ分け、消費者に次々と電話をかけたりするようなことは絶対にありません。
- このような電話やメール、ハガキが送られて来たら、すぐに、苫小牧市消費者センター（TEL 33-6510）にご一報ください。

《消費者被害防止ネットワーク情報》 参考：国民生活センターHP 見守り情報

『不用品ダイヤル交換市』に登録を

家庭で使用しない物や必要な物を『不用品ダイヤル交換市』に登録しませんか。

- ◆ 登録できる物 一般生活用品
 ※ 金券、商品券、動物、植物、飲食物、自動車、バイク、携帯電話、著作権を伴う商品、販売法に違反する商品、営業を目的とする物などは対象外です。
- ◆ 登録は、24時間留守番電話（TEL 34-5060）で受付します。
 （平日の10時～12時は担当者が受付します。）
- ◆ 仲介は担当者から希望者に電話して行います。
 （希望者が複数の場合は月曜日に抽選）
- ◆ 譲り受ける場合は、仲介成立時に取りにいける方（※専業の方は除く）
- ◆ 登録品は毎週金曜日の北海道新聞朝刊と土曜日の苫小牧民報に掲載しています。



消費生活相談状況 <苫小牧市消費者センター>

平成30年5月 137件（前月 183件 / 前年同月 150件）

相談分類25項目中 上位3分類	相談件数				当月の主な内容
	当月	累計	前年同月	前年累計	
商品一般	26	102	10	17	消費料金16 クレジットカード2 架空請求1 不審電話1 ほかに6件
運輸・通信サービス	24	55	37	72	デジタルコンテンツ6 光回線4 公共放送料金3 ほかに11件
金融・保険サービス	18	30	11	17	フリーローン・サラ金12 オートローン2 共済生命保険1 住宅ローン1 ほかに2件